



厚生費と交際費

交際費という言葉は、皆さんだれしもがご存知ですね。しかし、実際に交際費に該当するかどうかを判断するのは結構難しいものです。

Q 交際費と厚生費の線引きはなにを基準にすればよいのでしょうか。

A

I. 交際費とは

交際費については、租税特別措置法という法律に定められています。その定めでは、『交際費、接待費、機密費、その他の費用で法人がその得意先、仕入先その他事業に関係のある者等に対する接待、供給、慰安、贈答その他これらに類する行為のために支出するもの』とされています。

交際費かどうか迷う取引も多いと思いますが、次に掲げるような性質を有するものは交際費等には含まれないものとされています。

1. 寄付金
2. 値引き及び割戻し
3. 広告宣伝費
4. 福利厚生費
5. 給与等

II. 福利厚生費と交際費の区分

社内の行事に際して支出される金額等で次のようなものは、福利厚生費の性質を有するものとされ、交際費等には含まれないものとされています。

- (1) 創立記念日、国民祝日、新社屋落成式等に際し従業員がおおむね一律に社内において供与される通常の飲食に要する費用。
この場合、創立記念日等における得意先等を招待して行う宴会費等は交際費に含まれますが、その際従業員を併せて参加させる場合には、その費用は区分することなく、すべて交際費となります。
- (2) 従業員（従業員であった者を含む）又はその親族等の慶弔、禍福に際し一定の基準に従って支給される金品に要する費用。